

第2章 ごみ処理に関する監査結果及び意見

第1節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画関連

[1] 減量計画

I. 概要

大津市の燃やせるごみの焼却処理施設別処理量は以下のとおりである。

(単位：t)

	平成24年度	平成25年度
大津クリーンセンター	10,280.33	10,378.85
北部クリーンセンター	40,602.26	40,495.89
環境美化センター	41,061.98	27,836.58
市外搬出	—	12,253.26
計	91,944.57	90,964.58

(注)「市外搬出」は環境美化センターの点検・修理に伴う操業休止に伴い、市内で処理しきれないごみを市外で処理したものである。

大津市は、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 大津～HEARTプラン」（以下「基本計画」という。）にて、平成32年度までを目標としたごみ処理計画を平成23年3月に策定した。

その後、平成26年3月をもって、大津クリーンセンターが焼却事業を終了することとなったため、これまで大津クリーンセンターで処理してきた1万トンを超える燃やせるごみを早急に減量することが必要となった。また、財政面や環境保全面からも、さらなる減量施策が必要となったことから、基本計画を見直し、「大津市ごみ減量実施プラン」が平成25年9月に定められた。

基本計画の原単位排出量の推計値及び減量プランの目標値は以下のとおりである。

項目	単位	年度（平成）				
		25 （計画）	25 （実績）	28 （計画）	28 （減量）	32 （計画）
人口	人	340,986	342,343	341,752	347,136	341,600
家庭系ごみ排出量	g/人・日	489.2	496.0	468.9	471.2	448.3
燃やせるごみ	g/人・日	474.4	482.8	454.3		433.8
燃やせないごみ	g/人・日	14.8	13.3	14.6		14.5
事業系ごみ排出量	g/人・日	260.9	253.4	256.2	213.6	247.8
燃やせるごみ	g/人・日	250.4	245.2	245.8		237.5
燃やせないごみ	g/人・日	10.5	8.2	10.4		10.3

(注)（計画）は基本計画であり、（減量）は減量プランを意味する。

上記の表は、平成 25 年度の家庭系ごみ原単位排出量は基本計画の推計を上回っており、減量が計画どおり進まなかったことを表している。一方、事業系ごみの実際排出量は計画より少なく、計画の推計以上の減量が進んだ。減量プランでは平成 24 年度の実績を受けて、平成 28 年度の減量プラン目標を立てているが、家庭系ごみの減量が平成 23 年 3 月策定の基本計画どおり進んでいないことから、平成 28 年度の目標原単位排出量は基本計画の目標値より増加したプランとなっている。また事業系ごみについては、当初の計画より大幅に減量が進んだこと、平成 26 年度から事業者の一般廃棄物以外のごみ搬入を禁止したことによりさらに大幅に減量するプランとなっている。

「減量プラン」による、減量対象別減量見込み量は以下のとおりである。

(単位：t)

減量対象		項目	家庭系	事業系	合計
燃やせる ごみ	資源古紙	平成 24 年度の排出量	9,516	6,633	16,149
		目標分別・資源化率	25%	50%	—
		減量目標	2,379	3,317	5,696
	厨芥類	平成 24 年度の排出量	34,048	15,165	49,213
		目標分別・資源化率	5%	15%	—
		減量目標	1,702	2,275	3,977
	プラ製容器	平成 24 年度の排出量	8,528	3,859	12,387
		目標分別・資源化率	5%	30%	—
		減量目標	426	1,158	1,584
燃やせない ごみ	びん・缶	平成 24 年度の排出量	80	—	80
		目標分別・資源化率	50%		—
		減量目標	40		40
合計減量			4,547	6,750	11,297

「減量プラン」では、平成 28 年度に平成 24 年度に比し合計 11,297 t のごみ減量を目標としている。

減量プランによると、平成 24 年度のごみ排出量より 11,297t の減量を目標としているが、その目標はごみ排出量の 67.2% を占める家庭系ごみの減量より 32.8% を占める事業系のごみの減量に重点が置かれている。例えば、資源古紙の目標減量率が家庭系 25% であるのに対し、事業系 50%、厨芥類とプラ製容器については家庭系がそれぞれ 5% であるのに対し、事業系は 15% と 30% と 2 倍から 6 倍の減量率を目標としており、量も事業系の目標の方が多。

燃やせるごみについて大津市が行ったこれまでの組成調査の結果、ごみの種類別内訳は以下のとおりであった。

家庭系燃やせるごみの組成調査結果

(単位：%)

		平成 11 年度	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
厨芥類 (生ごみ)		36.2	32.9	37.1	36.7	55.1
紙類	資源古紙	22.0	25.7	33.6	39.1	15.4
	その他紙 紙おむつ					5.7
プラ製容器		14.6	14.9	12.7	13.0	13.8
繊維類		3.2	6.2	4.0	3.5	3.4
草木類		5.9	12.7	1.8	3.8	1.0
可燃物		4.0	3.4	5.6	2.4	5.2
不燃物		14.1	4.2	5.2	1.5	0.4
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 平成 25 年度においてのみ紙類を「資源古紙」と「その他紙、紙おむつ」に分けて組成調査を行った。

事業系燃やせるごみの組成調査結果

(単位：%)

		平成 11 年度	平成 25 年度
厨芥類		37.7	50.3
紙類	資源古紙	37.7	22.00
	その他紙、紙おむつ		6.90
プラ製容器		11.2	12.8
繊維類		2.8	4.2
草木類		2.1	1.8
可燃物		6.2	1.6
不燃物		2.3	0.4
合計		100.0	100.0

上記表のうち、厨芥類 (生ごみ)、資源古紙、プラ製容器及び草木類については焼却以外のごみ処理の方法が行える余地がある。厨芥類及び草木類については、たい肥化するなどにより、焼却を行わず処理が可能である。資源古紙及びプラ製容器については、できる限りリサイクルに回すことにより、焼却することを回避できる。

II. 意見

1. 大津市ごみ減量実施プランの目標値について

ごみの減量には事業者の協力も大変重要であるが、ごみ全量の 67.2%を占める家庭系のごみを減量させることが、大津市の燃やせるごみ減量に大きな影響を及ぼす。なかでも家庭系ごみの 50%以上を占める厨芥類 (生ごみ) を減量させることが重要であるにもかかわらず、家庭系ごみの生ごみの減量目標は 5%にとどまっている。家庭系生ごみの減量のため、フードロス削減運動の推進や生ごみの水切りの推進という広報・啓発運動を掲げている。

その水切りの徹底についても、「大津市ごみ減量実施プラン」に記載されているように、他都市では 10%の減量が報告されているが、大津市の目標は全体として 5%の減量とするにとどまっており、家庭系の生ごみ削減目標が他都市の実績の半分である。生ごみの燃やせるごみからの減量について、より積極的な施策が必要である。

[2] 原価計算制度の導入

I. 概要

現在、大津市では体系的に整備された廃棄物処理事業の原価計算制度は導入されておらず、必要の都度、担当者がコスト計算を行うことはあっても、継続して原価計算が制度化はなされていないとのことである。

廃棄物処理事業は、多額の費用を必要とし、今後ますます増加することが予想され、その重要性は増している。

そのため、廃棄物処理の原価計算を行うことにより、廃棄物事業に係る行政効果と経済性を考慮するための資料を提供し、処理手数料の算出根拠を提供することができる。

また、財務情報を開示することにより、住民や事業者に事業の理解を得るための基礎となり、市町村間の一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことができるようになる。

環境省では、平成19年6月に「一般廃棄物会計基準（一般廃棄物会計基準に併せて作成されたコスト分析システム及びマニュアルを含む）」等を策定し公表している。

「一般廃棄物会計基準」は、市町村が一般廃棄物会計の導入を進めていくために、費用分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めるものであり、これにより市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指している。市町村において、自らの事業のどの部門にどれだけ費用がかかっているか、事業用資産の価値はどうか、事業収入はどうか等を把握し、原価や資産等について納税者である住民に対する説明責任を果たすことができ、かつ市町村が類似団体と比較して、費用対効果の優れた事業への改善を図ることができるようにするものである。

一般廃棄物処理に関する財務書類は、自治体が自らの判断で行うものであり、この一般廃棄物会計基準は、技術的助言という位置付けであり、その適用が強制されるものではない。

しかし、一般廃棄物会計基準に従って作成した一般廃棄物処理事業の財務書類を公表することで説明責任をより積極的に果たすことができ、他市町村との比較も可能になるなど一般廃棄物会計基準を管理ツールとして利用することによって、一般廃棄物処理事業の効率化を図ることも可能になる。

II. 意見

1. 原価計算制度の整備の必要性

今後、一般廃棄物会計基準を適用することも含めて、廃棄物処理事業について、体系的な原価計算制度を整備する必要がある。

原価計算制度を整備するにあたり、廃棄物処理施設の稼働には多額な設備投資が必要となるため、廃棄物処理施設のプラントなどの固定資産の減価償却計算を行う必要がある。

しかし、各自治体の場合、地方自治法に基づきいわゆる単式簿記で予算・決算を作成しているため、複式簿記より誘導される貸借対照表の作成は義務付けられてはいない。最近、各自治体で貸借対照表を作成し開示しており、大津市も貸借対照表を開示しているが、各廃棄物処理施設にどれだけの固定資産が計上されるかについて網羅的に把握できていないのが現状である。従って、原価計算制度の整備に当たっては、各廃棄物処理施設にある固定資産の把握・管理も進められたい。

[参考]

環境省では、廃棄物処理法基本方針（平成 17 年 5 月改正）において、市町村の一般廃棄物処理事業の 3 R(リユース、リデュース、リサイクル)化を進めるため、一般廃棄物処理事業のシステム評価手法等を示すこととした。これを踏まえて、平成 19 年 6 月に市町村の一般廃棄物処理事業 3 R 化ガイドラインのひとつとして「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下「処理システムの指針」という）をとりまとめ、公表している。

この「処理システムの指針」では、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされている。

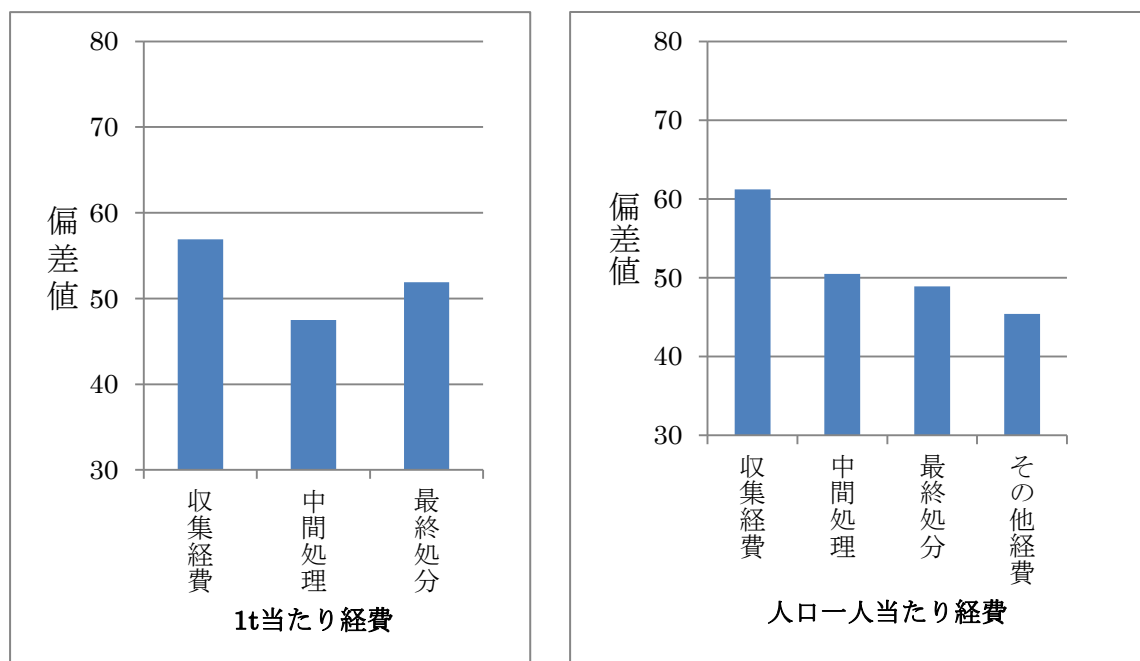
そこで、環境省は、市町村が「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」を作成することを支援するため、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を作成し、提供している。http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html

ここでは、最新のシステム評価支援ツール（平成 23 年実態調査結果）を利用して大津市と類似中核市 41 市とを比較したコストデータを見てみる。

大津市には、収集運搬については、1t あたり経費、人口一人あたり経費ともに偏差値指数がそれぞれ 56.9、61.2 と、大津市は他市町村に比べて効率的に運営されていることが読み取れる。中間処理及び最終処分については、1t あたり経費、人口一人あたり経費の偏差値指数は、それぞれ 47.5、50.5 及び 51.9、48.9 と、他市町村と比べて標準的な位置付けいえる。

なお、この集計では、収集運搬費、中間処理費、最終処分費は、人件費、処理費、委託費の合計であり、施設改良費、車両購入費、その他の経費、調査研究費は含まれていない。また、一般職分の人件費を、収集運搬、中間処理、最終処分、その他の経費割合で案分している。したがって、大津市が運営経費ベースで計算している 1 t 当たり経費（p 109）とは整合するものではない。

[単位当たり処理費用の大津市の偏差値]



指標間で数値の分布幅が大きく異なるため、類似市町村のなかで大津市の位置付けが理解できるよう偏差値指数による評価を行っている。なお、グラフは偏差値で評価しており、数値が大きいほど良好な状態を示している。

指標	取扱量当たり処理経費 (円/t)			人口一人当たり年間処理経費 (円/人)			
	収集運搬	中間処理	最終処分	収集運搬	中間処理	最終処分	その他
① 平均	19,826	13,952	23,182	4,469	4,826	568	147
② 最大	44,066	25,932	193,686	6,953	7,629	1,836	1,276
③ 最小	8,459	6,367	0	2,219	2,339	0	0
④ 標準偏差	6,254	4,445	33,015	1,113	1,458	382	276
大津市	15,504	15,058	17,036	3,220	4,757	609	275
⑤ 平均指数	121.8	92.1	126.5	127.9	101.4	92.8	12.9
⑥ 偏差値指数	56.9	47.5	51.9	61.2	50.5	48.9	45.4

※（経費には建設費含まない）

・④標準偏差は、市町村のバラツキ具合を表し、標準偏差が大きければ市町村の位置づけの分布にバラツキが大きいことを表している。

（①平均－④標準偏差）と（①平均＋④標準偏差）の間には、全体のおおよそ 70%の市町村がこの範囲に位置付けられると考えられる。

・⑤平均指数は、平均と大津市との差の比率を示している。

・⑥偏差値指数は、平均を 50 に対応させ、市町村の位置づけの分布の中心からどのくらいの位置に位置付けられるかを示し、偏差値指数が高ければ高いほど、他市町村に比べて、相対的に処理経費を少なく効率的に運営しているところに位置付けされていると判断できる。

・平成23年度中核市のごみ処理経費の状況

中核市名	人口	取扱量当たり処理経費			人口一人当たり年間処理経費			
		収集運搬 (円/t)	中間処理 (円/t)	最終処分 (円/t)	収集運搬 (円/人)	中間処理 (円/人)	最終処分 (円/人)	その他 (円/人)
石川県金沢市	446,469	23,325	6,367	12,078	5,231	2,339	796	0
富山県富山市	417,249	19,152	7,950	16,167	4,567	2,830	474	375
長崎県長崎市	441,754	26,709	8,036	10,405	6,514	2,566	715	1,276
高知県高知市	339,834	16,892	8,849	45,377	4,230	3,260	196	6
北海道旭川市	352,083	23,351	9,200	29,074	4,781	2,493	1,836	77
大阪府東大阪市	487,295	30,017	9,757	0	6,629	3,875	0	983
長野県長野市	384,335	14,928	9,808	8,591	3,114	3,066	303	63
愛媛県松山市	515,754	16,905	9,911	23,872	3,991	2,972	666	48
兵庫県西宮市	483,598	22,696	10,041	9,012	4,830	3,515	463	80
大阪府高槻市	354,913	18,681	10,138	6,931	3,865	3,210	256	0
福島県郡山市	328,958	8,777	10,274	5,896	2,503	4,995	521	1
群馬県高崎市	371,915	14,753	10,462	9,671	3,856	3,753	555	186
青森県青森市	302,683	13,683	10,549	4,730	3,424	3,734	446	12
北海道釧路市	279,515	22,847	11,098	14,427	4,986	4,018	949	0
熊本県熊本市	726,517	18,579	11,323	17,673	3,956	3,813	748	95
和歌山県和歌山市	379,034	24,864	11,670	5,920	6,194	4,871	360	6
兵庫県尼崎市	458,971	21,818	11,835	5,722	4,970	4,325	286	426
岐阜県岐阜市	404,068	24,302	11,877	9,409	5,654	4,178	363	28
千葉県船橋市	602,700	20,510	11,943	193,686	4,765	3,859	1,685	88
宮崎県宮崎市	403,355	21,661	12,019	11,879	5,144	4,399	434	0
群馬県前橋市	338,981	13,545	12,086	9,213	3,419	4,414	424	42
鹿児島県鹿児島市	606,890	8,459	13,404	7,796	2,219	4,840	394	10
山口県下関市	279,298	24,170	14,046	13,885	5,411	5,165	659	816
福島県いわき市	334,221	12,759	14,565	8,563	3,376	5,220	300	6
滋賀県大津市	335,877	15,504	15,058	17,036	3,220	4,757	609	275
栃木県宇都宮市	513,019	13,420	15,262	12,416	3,223	5,260	542	115
愛知県岡崎市	367,595	14,250	15,957	15,601	3,187	5,449	368	0
秋田県秋田市	322,020	15,223	16,322	20,866	3,880	6,385	220	7
兵庫県姫路市	536,370	25,084	16,816	4,232	5,355	5,589	143	37
香川県高松市	425,096	25,267	16,888	6,538	5,728	6,051	248	0
奈良県奈良市	367,593	44,066	17,423	25,752	6,953	5,191	1,260	114
埼玉県川越市	339,733	23,742	18,040	13,976	5,329	5,510	165	32
福岡県久留米市	303,252	21,215	18,091	51,018	4,449	5,904	528	455
岡山県倉敷市	477,198	18,013	18,271	94,964	3,720	7,296	848	0
岩手県盛岡市	293,452	13,585	18,742	11,267	3,062	7,008	523	15
愛知県豊橋市	365,940	14,570	19,058	16,895	3,572	7,013	506	0
大分県大分市	476,023	21,037	19,428	19,152	4,969	6,509	423	99
千葉県柏市	397,521	19,075	20,578	39,268	4,789	6,929	808	63
愛知県豊田市	423,183	19,810	21,244	31,435	4,318	6,546	778	176
広島県福山市	466,233	19,191	21,704	8,918	4,260	7,138	222	10
神奈川県横須賀市	423,864	26,416	25,932	81,139	5,572	7,629	1,264	2

*環境省ホームページで公表されている一般廃棄物処理事実実態調査で収集したデータをもとに支援ツールでは算出している。

表中の中核市は、1 t 当たり中間処理単価 (円 / t) の低い順に並べてある。収集運搬の経費については p 135 で別途検討している。

[3] 生ごみ処理機等活用事業補助金

I. 概要

生ごみ処理機等活用事業補助金制度は、ごみ減量とリサイクルの推進を図ることを目的に、その意識を持って家庭から出る生ごみの減量及び堆肥化としての自家処理等の活用を実践するために、生ごみ処理機等を購入する者に対して、補助金を交付する制度である。

平成 25 年度の補助金交付額は以下のとおりであった。

①処理機 (電動又は手動により攪拌、加熱等するもの)

1 機あたりの購入額の 3 分の 1。ただし、20,000 円を限度額とする。

②コンポスト容器 (微生物を用いて堆肥化を促進するもの)

コンポスト容器 1 個あたりの購入額。ただし、1 個につき 4,000 円を限度額とする。コンポスト容器は 1 回の申請につき、2 個までを対象とする。

当補助金の制度開始以降の補助金交付額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	交付件数 (件)	補助金交付金額
平成 12 年度	152	2,886
平成 13 年度	418	7,780
平成 14 年度	223	4,079
平成 15 年度	144	2,720
平成 16 年度	175	3,167
平成 17 年度	166	2,982
平成 18 年度	187	3,352
平成 19 年度	157	2,772
平成 20 年度	122	2,221
平成 21 年度	125	2,409
平成 22 年度	114	2,159
平成 23 年度	50	968
平成 24 年度	36	692
平成 25 年度	処理機 46 コンポスト容器 8	812

補助金交付額の推移から分かるとおり、近年では生ごみ処理機等の購入が進んでいない。この原因を大津市では処理後の堆肥の利用先がないことなどを理由と考えている。

そのため、生ごみの自家処理の推進に向けて、処理後の堆肥の有効利用について検討するとの考えを以前から示しているが、補助金の実績が減少しており平成 23 年度からは 100 件を大きく下回る実績になっているにもかかわらず、平成 27 年 1 月現在も具体的な堆肥の有効利用についての取組みは行われていない。

II. 意見

1. 生ごみ処理機等活用事業補助金制度について

ごみの組成調査からわかるとおり、生ごみは燃やせるごみの 50%以上を占めており、大津市が直面しているごみ減量化を早急に実現させなければいけない現状から鑑みると、生ごみの減量は大変重要である。一方、平成 24 年 12 月に策定された「補助制度適正化基本方針」によると、補助金等の交付の大原則は「公益上必要である」と客観的に認められるものとあり、公益上認められるものとして「事業の効果が多数の市民に広く及ぶもの」であるか否かが一つの基準であるとされている。生ごみの減量は、大津市の燃やせるごみの減量につながるという意味においては、確かに「公益上必要である」と言える。しかし、平成 25 年度において、当補助金は処理機・コンポスト合わせて 54 件と大津市世帯数 141,667 世帯（平成 25 年度末現在）の 0.038%であり、制度開始以来 14 年間の件数 2,123 件で見ても 1.5%であり、「事業の効果が多数の市民に広く及ぶもの」であると言うには、制度の利用者数が少ない。生ごみの減量のために、生ごみ処理機等の活用は有効な手段の一つである。より多くの市民が生ごみ処理機を利用し、大津市全体として、生ごみの減量を進めるため、当補助金がより多くの市民に利用されるような取組みが必要である。

第 2 節 収集運搬業務関連

[1] 収集運搬業務

I. 概要

1. じん芥収集業務委託費の支出状況

じん芥収集業務委託費の最近 3 期の比較は次表のとおりであるが、大部分は一般廃棄物収集運搬業務委託料を占めている。また、微増ではあるが一般廃棄物収集運搬業務委託料、じん芥収集業務委託料ともに増加傾向にある。

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	一般廃棄物収集運搬業務委託料	971,121	979,077	994,500
2	大型ごみ戸別収集運搬業務委託料	—	—	23,206
3	家庭ごみ臨時市外搬出業務委託	—	—	2,289
4	大型ごみ処理手数料券	1,997	1,997	1,680
5	大型ごみ処理手数料徴収業務	2,013	2,713	2,974
6	その他物件費	881	701	424
	合計	976,014	984,490	1,025,074

またごみの種類別の運搬量の推移は次のとおりである。

(単位：t)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	可燃	62,197	61,794	60,035
2	不燃	1,825	1,744	1,657
3	かん	715	722	681
4	びん	2,308	2,271	2,184
5	ペットボトル	698	713	739
6	プラ容器	1,306	1,258	1,303
7	紙ごみ	—	—	653
	合計	69,049	68,502	67,252

- ・ごみの運搬量は3年連続減少している。
- ・大型ごみ、家庭ごみの臨時排出分は含まない。

2. 業者選定手続

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務は、ごみ処理に係る費用の中でも金額的重要性が高いが、これまでほぼ地域ごとに決まった業者との間で随意契約している。随意契約はかなり長期間に及び瀬田町、堅田町の合併以前から50年以上にわたり地区ごとに同一業者と随意契約している。

大津市が随意契約を行う理由としては、次のとおりである。

(理由1) 市町村が一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業務を委託する行為については、公法上の契約とされており、地方自治法第234条及び同施行令の規定は適用されないものである。

(理由2) 業務委託に際して、衛生・美観・臭気等の問題への配慮が必要とされることや、迅速かつ円滑な収集運搬のための設備の保有や道路網の熟知、収集日・ごみの分別や集積所の清潔さへの配慮が受託者に求められるのはもちろんのこと、業務の継続的・安定的遂行が重要となり、その基準は廃棄物処理法第6条の2第2項及び同法施行令4条で定められている。今般契約する業者は大津市、旧堅田町、旧瀬田町、旧志賀町合併以前から家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有している。これらの経験により、ごみの分別方法はもちろん、各区域内の集積所の状況などを熟知しており住環境の美化を求める市民の期待に応えることができる。

業者は、環境部委託契約審査委員会で審議され、選定されている。選定された業者名、担当地域、平成25年度の委託料支払金額は次のとおりである。

地 域	業 者 名	金額（千円）
小松学区他3学区（旧志賀町）	株式会社志賀衛生社	77,196
葛川学区他15学区（旧堅田町他）	株式会社大津衛生社	363,093
逢坂学区他10学区	株式会社タケノウチ	244,089
大石学区他7学区（旧瀬田町他）	大五産業株式会社	268,206
長等学区他6学区	大津市再生資源回収事業協同組合	41,916
合計		994,500

3. 委託費の決定方法

委託費は、廃棄物減量推進課で原価計算（積算）が行われ、各業者の見積金額と比較した上で、見積金額が原価計算金額を下回るものである場合に、見積金額が適正であると認められ契約が締結される。

平成25年度の年度当初の委託業者の見積額と廃棄物減量推進課の原価計算額は次のとおりである。

(単位：円)

業者名	見積書（税込月額）	原価計算（月額）	差額
株式会社志賀衛生社	6,226,000	6,226,144	144
株式会社大津衛生社	29,437,000	29,437,024	24
株式会社タケノウチ	19,749,000	19,749,587	587
大五産業株式会社	21,716,000	21,716,514	514
大津市再生資源回収事業協同組合	3,493,000	3,493,040	40
月額合計	80,621,000	80,622,309	1,309
年額	967,452,000	967,467,698	15,698

委託契約を締結するにあたり、廃棄物減量推進課で原価計算を行い、契約の上限金額を設定し、上限金額を伝えない状態で別途委託業者から見積書を提出させその両者を比べるものである。しかし、原価計算額と見積金額の差額から判断すると、廃棄物減量推進課によって原価計算された月額金額の千円未満を切り捨てた金額で見積書が作成されていると推測される。

また、平成26年1月より、紙ごみの収集が開始されプラスチック製容器包装の収集回収を増加させたため、変更契約を締結している。契約変更後、業者別の見積金額（契約金額）と廃棄物減量推進課の原価計算額（上限額）は次のとおりである。

(単位：円)

業者名	見積書（税込年額）	原価計算（年額）	差額
株式会社志賀衛生社	77,196,000	77,197,953	1,953
株式会社大津衛生社	363,093,000	363,093,003	3
株式会社タケノウチ	244,089,000	244,091,468	2,468
大五産業株式会社	268,206,000	268,208,496	2,496
大津市再生資源回収事業協同組合	41,916,000	41,916,477	477
年額	994,500,000	994,507,397	7,397

年度当初では、端数分15,698円が原価計算金額より下回っていたが、1月に収集方法を変更したことにより、端数分の差額は小さくなり、年間で7,397円原価計算よりも少ない見積が提出され、見積金額で委託料の契約金額が決定されている。

4. 原価計算の方法

(1) ごみの種類別収集運搬金額

上記計算式で計算された結果、ごみの種類別の委託料は次のとおりである。

ごみの種類	委託料 (千円) (原価計算ベース)	運搬量(t)	1t当たり委託料 (円)
可燃	677,616	60,035	11,287
不燃	40,542	1,657	24,467
かん	53,341	681	78,328
びん	38,663	2,184	17,703
ペットボトル	60,832	739	82,317
プラ容器	104,099	1,303	79,892
古紙	19,410	653	29,725
合計	994,507	67,252	14,787

(2) 紙ごみ以外の委託料

委託料の計算は、紙ごみ以外の部分については収集運搬をすべてパッカー車によって行っていたため、パッカー車の月額 1 台当たりの単価を計算し、その単価に収集運搬にどれだけの台数が必要になるかをごみの種類別、学区別に計算し、単価に年間の必要台数を乗じることにより、委託料が計算されている。

委託額＝月額 1 台当たり委託額 (パッカー車) × 必要台数 × 運搬月数

(3) 紙ごみの委託料

平成 26 年 1 月からは紙ごみの収集が始まり、紙ゴミの収集はパッカーではなく平ボディ車を用いるため、紙ごみの収集運搬は平ボディ車 1 台当たりの単価を計算し、学区別に必要台数を見積り、両者を乗じて委託料が計算されている。

委託額＝月額 1 台当たり委託額 (平ボディ車) × 必要台数 × 運搬月数

(4) 月額 1 台当たりの委託料の算定

平成 25 年度の収集運搬委託料の計算をするにあたり、パッカー車は月額 1 台当たり 1,614,697 円、平ボディ車は月額 1 台当たり 1,502,269 円の金額で委託料が計算されている。費用の項目は下図のとおりであるが、人件費は天津市技能労務職給料表に基づき 42 才 1 名と 32 才 1 名で作業が行われる仮定で人件費、福利厚生費が計算されている。

また、車両に関しては、パッカー車の車両取得価格は 9,200 千円(4t 車)で計算し、平ボディ車は、6,000 千円 (4t 車) に基づき減価償却費、修繕費、取得税、消費税が計算されている。燃料費は、1 日平均 100 k m 走行するものとして車両関係費に含まれている。

(単位：円)

費目	内容	パッカー車	平ボディ車
人件費	運転手、助手の2名分	913,166	902,446
福利厚生費	法定福利費他	170,157	168,238
車両関連費	減価償却費他	221,906	151,231
その他	保険料、租税公課	68,981	40,496
小計		1,374,210	1,262,411
管理経費	間接部門の経費率	17.5% 240,487	19% 239,858
合計		1,614,697	1,502,269

紙ごみによる委託費は、約 19,410 千円であるので、平ボディ車の単価 1,502,269 円で除すると平ボディ車は延べ 12.9 台必要台数があったことになる。また、紙ごみ以外は、委託料の総額 994,500 千円から紙ごみ分 19,410 千円を差し引くと約 975,090 千円がパッカー車を利用した収集運搬委託料になり、この金額を 1,614,697 円で除するとパッカー車は延べ 603.8 台必要台数があったことになる。

5. 他の中核市の状況

他の中核市の状況をまとめると次の表のようになる。表中の収集コストは、環境省提供のシステム評価支援ツール最新版（平成 23 年実態調査結果）からの転載であり、一方可燃ごみの収集方法及び委託方法については平成 26 年度における高松市の調査結果からの集計であるため、3 年間のタイムラグがあり、収集業務と収集コストとが必ずしも関連性を有するとは言い難いが、委託方式等は毎年度変更される自治体は少ないと思われるので、概括的な傾向としては参考になると思われる。なお、調査結果が確認できた中核市のみであるため、全ての中核市は網羅していない。

[中核市の収集運搬業務の状況]

順位	中核市名	収集コスト (平成 23 年度)	可燃ごみの 収集業務		可燃ごみの収集運搬業務 の委託方法(平成 26 年度 調査)
		(円/t)	直営	委託	
1	鹿児島県鹿児島市	8,459	○	○	1
2	福島県郡山市	8,777		○	1
3	福島県いわき市	12,759		○	1
4	栃木県宇都宮市	13,420	○	○	3
5	群馬県前橋市	13,545	○	○	1
6	岩手県盛岡市	13,585	○	○	2 及び 3
7	青森県青森市	13,683		○	3(一部 1)
8	愛知県岡崎市	14,250	○	○	3
9	愛知県豊橋市	14,570	○	○	3
10	群馬県高崎市	14,753	○	○	1
11	長野県長野市	14,928	○	○	1
12	秋田県秋田市	15,223		○	1
13	滋賀県大津市	15,504		○	1
14	高知県高知市	16,892	○		—
15	愛媛県松山市	16,905	○	○	不明
16	大阪府高槻市	18,681	○	○	1 及び 3
17	千葉県柏市	19,075	○		—
18	富山県富山市	19,152	○	○	3
19	広島県福山市	19,191	○	○	1
20	愛知県豊田市	19,810	○	○	1
21	千葉県船橋市	20,510	○	○	1
22	大分県大分市	21,037	○	○	3
23	福岡県久留米市	21,215		○	4
24	兵庫県尼崎市	21,818	○	○	3
25	北海道函館市	22,847	○	○	1
26	北海道旭川市	23,351		○	1
27	埼玉県川越市	23,742	○	○	1
28	岐阜県岐阜市	24,302	○	○	1
29	和歌山県和歌山市	24,864	○	○	4
30	兵庫県姫路市	25,084	○	○	1
31	香川県高松市	25,267	○	○	4
32	神奈川県横須賀市	26,416	○	○	4
33	長崎県長崎市	26,709	○	○	1 及び 4
34	大阪府東大阪市	30,017	○	○	1 及び 3
35	奈良県奈良市	44,066	○	○	1
	平均	19,554			

収集コスト：収集 1 t 当たり経費(建設費除く)

(委託方法の数字の意味) 1：随意契約(1者) 2：随意契約(2者以上)

3：指名競争入札 4：一般競争入札

1 トン当たりの収集コストは、ごみの総量や収集エリアの違いなど複数の要素が関連するた

め単純に比較することもできないが、最も低い鹿児島市が 8,459 円/t であるのに対して、最も高い奈良市は 44,066 円/t と実に 5 倍以上の差がある。大津市は、最も安い鹿児島市に比べると 2 倍近い水準であるが、35 市の平均値である 19,554 円/t に比べると低い水準にある。

直営収集を行っていないのは、35 市中郡山市、いわき市、青森市、秋田市、大津市、久留米市、旭川市の 7 市であり、直営による収集を行っている市と比べると、直営を行っていない方が安いコストで収集できていると言える。委託のみで収集を行っている市の中では大津市は 7 市中 5 番目である。

委託業者の選定方法は、随意契約と競争入札に大きく分かれる。地方自治法上、原則として競争入札により業者選定を行うこととされており、また、一般的には市場の競争原理が働く競争入札の方が費用面でも優位性があるとされている。今回の比較では、直営部分のコストを含めて計算されているため、正確な判定はしづらいが、一般競争入札を行ったからと言ってすぐにコストダウンが図れるとも言い難い結果になっている。

II. 監査手続

収集運搬委託費を決定している決裁書および、決裁書に添付されている委託業者からの見積書、廃棄物減量推進課作成の原価計算資料を閲覧し検討した。また、委託契約書を確認した。

III. 監査結果

1. 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託の随意契約について

現在の委託業者とは元々は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の関連もあり、1 者随意契約が行われ現在も継続されている。確かに、50 年に渡り委託事業を行えば経験も蓄積され新たなトラブルを発生させることなく委託事業を遂行させるということは推測できる。

しかし、随意契約を行う理由に掲げている（理由 1）の一般廃棄物収集運搬業務が公法上の契約であるため、地方自治法 234 条は適用されないとしても、委託業者の選定にあたり、競争入札の手続を行うことを否定しているわけではなく、現に、平成 26 年に高松市が行った調査によれば中核市のうち半数以上の市で何らかの形で一般廃棄物収集運搬業務につき入札の手続きを導入している。（理由 2）の委託基準法令の適合性については入札による場合でも仕様に定めればよいことであって、「長年の経験上集積場等の状況を熟知している」ことについては、集積場の状況等につき大津市が現在の受託業者以上に熟知した上で、仕様書の中で状況を明らかにすれば足りることであり、絶対的な理由とは言い難い。

また、特定の 1 者が圧倒的に経験やノウハウを有していると言うことは、裏を返せば、現在のところ、現在の委託業者の代行を行える業者もないわけであり、このこと自体潜在的なリスクを有しているとも言える。

ごみ処理費用に占める収集運搬業務委託費の金額的な重要性と、現在の委託業者に事故

等が発生した場合に代替業者がすぐには見つからない可能性があることを考えれば、いつまでも特定の業者と従来どおりの発注方式により随意契約を続けるのではなく、発注方法を見直し競争入札により業者選定を行うことを検討されたい。

大津市の場合、現在と同じ条件（前年と同一エリア、契約期間 1 年、契約の準備から契約締結まで 1 か月等）のまま、随意契約から競争入札に業者選定方法を変更したところで現実的に現行業者以外は応募しにくい状況にある。そのため、競争入札を行うには周知期間をおいた上で、エリアもある程度細分化し、契約期間は 5 年程度、契約の準備期間も十分確保するなど競争できる環境を確保した上で、選定方法を変更する必要があると考える。

IV. 意見

1. 収集運搬に関する資料整備について

大津市は、委託業者の家庭系ゴミの収集ルート仕様書が作成できるまでには把握していない。収集運搬につき、競争入札の手続をとろうとすれば、実施業務を書面で適切に指示を行う必要があり、収集ルートを把握し文書化することは、委託業務の遂行状況を把握するという意味からも必要であり、資料整備を進められたい。

2. 積算の方法について

(1) パッカー車の取得価格について

パッカー車の取得価格は、4 トン車で 9,200 千円の取得価格で計算されている。しかし、委託業者から提出されている固定資産台帳によれば 4 トンパッカー車は概ね 7,000 千円程度で調達されており、仮に 7,000 千円で計算すると次表にあるようにパッカー車の取得価格を算定基礎としている次の経費の金額が下がる。

	9,200 千円で計算	7,000 千円で計算	差 額
減価償却費	75,053 円	57,105 円	17,948 円
通常修理費	58,224 円	44,300 円	13,924 円
車両保険	26,667 円	20,290 円	6,377 円
車両取得税	4,792 円	3,646 円	1,146 円
消費税	4,035 円	—	4,035 円
計	168,771 円	125,341 円	43,430 円

車両購入時の消費税分として 4,035 円計算されているが、消費税は消費税の計算上控除されるため、費用として原価計算に含める必要はないので、7,000 千円で計算には含めていない。

1 か月 1 台当たり単価が合計で 43,430 円安くなることになる。

年間にすると 43,430 円×603.8 台=26,223 千円になる。

これは、パッカー車の取得価格を 9,200 千円から 7,000 千円に変更すれば 26,223 千円廃棄物減量推進課の設計金額が下がり、契約金額も 26,223 千円下がる余地があることを意味するのである。

現在、決算書を委託業者の審査の際の資格確認書類としているが、固定資産明細は添付

されている業者と添付していない業者がある。正確な、原価計算を行うためには固定資産台帳の添付を義務づけ、市場調達金額の現況を正確に把握すべきである。

(2) 管理経費について

パッカー車の管理経費は、17.5%であるのに対して、平ボディ車の管理経費は19.0%となっている。平ボディ車のほうが作業への負担があるとのことで増加されているが、作業への負担は必要時間数で反映されており、管理経費は役員報酬、本部の事務経費などであり、管理経費率が増加する理由にならないと思われる。適切な同一の経費率で算定されたい。

(3) 車両の利用実態

パッカー車、平ボディ車ともに4トン車を利用する前提で原価計算が行われている。しかし、委託業者の車両保有状況を見るとパッカー車、平ボディ車ともに4トン車も保有しているが3トン車、2トン車も保有されており、1者随契を行うのであれば利用実態に即した原価計算を行う必要がある。利用車両ごとの原価計算を実施されたい。

3. 不正搬入の防止について

大津市では、平成7年から平成14年頃にかけて、事業系ごみが家庭系ごみに混ぜて回収されごみ処理手数料を免れる事件が発生し、現在契約している5者のうち2者が損害賠償金を支払うという事件が発生している。その際も、収集運搬契約が解除されることなく、1者随意契約が継続されていることは前述のとおりである。その後、予防策として、職員による収集の追跡調査、収集車の展開調査、委託業者の従業員への研修等が実施されているとのことである。

しかし、契約上は収集運搬に関する不正を働いても契約解除になるような規定は存在せず、不正が行われた場合にも違約金、損害賠償金を支払えば済んでしまうおそれが現在もある。基本的には委託契約の中で、収集運搬に係わる不正を働いた場合には契約の解除、一定期間の契約禁止等の規定を定め、不正防止への抑止力とされたい。

[2] 紙ごみの収集

I. 概要

大津市は燃やせるごみの減量を目的として、資源ごみの分別を進めるため平成26年1月から、プラスチックごみの収集回数を月2回から毎週に、また新たに紙ごみの収集を月2回始めた。当該変更により、収集運搬に係る委託料は3か月で27,048千円増加した。変更前と変更後の収集の概要及び、当該変更に伴う収集運搬委託料の増額は以下のとおりである。

	変更前	変更後	増加回数	委託料増金額
プラスチックの収集回数	月2回	毎週	約月2回	7,633千円
紙ごみの収集回数	なし	月2回	月2回	19,415千円
合計	-	-	-	27,048千円

このうち、「紙ごみ」の回収は、新聞、雑誌・雑がみ、段ボールを種類ごとにひもでしばって集積所に出されたものを、家庭ごみの収集委託業者が収集し、そのまま古紙回収問屋へ持ち込み、売却される。

平成 26 年 1 月から 3 月の 3 か月間の紙ごみの 1 トン当たり収集費用は以下のとおりである。

項目	金額
紙ごみ回収売却量	653t
収集運搬委託料	19,415 千円
売却手数料	3,296 千円
差引経費増加額	16,119 千円
1 トン当たり経費	24,684 円

紙ごみ回収を始めたことによる売却代金差引後 1 t 当たり経費は 24,684 円である。

一方、紙ごみに関しては、古紙等のリサイクルとごみの減量をすすめるために「大津市再生資源利用促進事業補助金交付要綱」に基づいて、市内の家庭からでる新聞や雑誌、ダンボール、アルミ缶などの「再生資源」を集団資源回収する団体に、1 キログラムあたり 3 円の補助金を交付している。対象品目は紙ごみだけでなく、下記のものが含まれる。

- ・新聞、雑誌、段ボール、雑がみなどの紙類
- ・古着、布切れなどの布類
- ・アルミ缶

平成 25 年度においては、11,417 トンの補助金交付申請があり、53,328 千円の補助金が交付された。1 トン当たりの補助金額は 4,670 円であった。

紙ごみの収集運搬委託業者及び回収された紙ごみの売却先紙問屋は、以下のとおりである。

1. 収集運搬委託業者

株式会社志賀衛生社、株式会社大津衛生社、株式会社タケノウチ及び大五産業株式会社

2. 売却先紙問屋

黒田紙業株式会社、株式会社タケノウチ及び大津紙業所

II. 監査結果

1. 紙ごみの回収事業について

紙ごみに関する 2 つの事業を比較すると、市独自に収集を行うことによる追加コストが 1 トン当たり 24,684 円であるのに対し、補助金の場合は 4,670 円と 2 割弱のコスト負担となっている。紙ごみの回収事業を始めた理由は、資源の有効利用及び燃やせるごみの減量である。現在、行政回収による収集が月に 2 回であるのに対し、町内会、子ども会、PTA、その他のグループの場合は、通常、月 1 回の収集となっているが、紙ごみの再資源化を市

民に促し、燃やせるごみの減量を進めるために、「再生資源」を集団資源回収する団体の回収回数を補助金額の増額を行うなどの対策をとることにより、月 2 回以上にすることを推奨することなどで、コストを抑えつつ、収集量を増やすなどの方法も考えられる。

1 トン当たり 24,684 円をかけて紙ごみの回収を行うことが妥当であるか、他により経済的及び効率的で同様の効果が得られる方法がないかについて、検討する必要がある。

2. 収集業者の選定について

紙ごみの収集運搬の委託事業者は、これまで大津市で一般廃棄物の収集運搬を受託してきた 4 業者に 1 者特命の随意契約によって決定されている。選定理由は、先に説明したとおりであるが、紙ごみに関して言えば、従来から集団回収に係わっていた回収事業者も回収することは可能であると考えられる。

従来どおりの、広域のエリア別に選定しようとする業者が限られるが、エリアを小さく分けることなどにより、競争原理が働くような発注方法を検討し、委託料のコストダウンをどうすれば行えるのか検討されたい。

3. 収集運搬業者と売却先の紙問屋について

通常、市内から発生したごみは市の処理施設に持ち込まれ処理されるが、「紙ごみ」は新しい分別であり、現状の大津市の施設では受入保管するだけの容量がなく、排出の時点で市民の分別が徹底されており、そのままの様態で有価での取引が可能となるため、直接引き取り事業者へ持ち込みし、売却している。大津市は収集運搬委託業者から搬入量の報告を受け、紙問屋から月量報告を受けることにより、売却代金の妥当性を確認している。しかし、当該確認は収集運搬業者と紙問屋が異なる事業者であるから、牽制が働くのであり、両者が同一事業者の場合には、報告書の改ざんは容易に行うことができ確認する意味がない。現在、収集運搬業者と売却先が同一の事業者があるが、別事業者にする必要がある。

4. 古紙売却単価について

回収した紙ごみは①新聞②雑誌・雑がみ③段ボールの 3 種に区分され、収集運搬委託業者が契約先の紙問屋へ搬入し、売却代金が津市に払われる。津市が契約している売却先は 3 社であり、売却単価は新聞及び段ボールは 10kg 当たり 60 円であり、雑誌・雑がみは 10kg 当たり 30 円でそれぞれの会社と契約をしている。

津市が行った売却単価を決める際参考にした市場価格の調査結果は以下のとおりである。

(単位：円/10kg)

情報入手先	新聞	雑誌・ 雑がみ	段ボール	摘要
大津市	60	30	60	契約単価
古紙ジャーナル	85	5	74	平成 25 年 1 月から 10 月の平均の中間値
スクラップ マンスリー	65	60	66	平成 25 年 1 月から 10 月の平均値
ウェストリサーチ	87.2	65.6	81.1	平成 25 年 1 月から 10 月の平均の中間値
草津市	66	44	68	平成 23 年度下期から平成 25 年度の平均値
栗東市	73	54	71	平成 24 年度と平成 25 年度の平均値

(注) 専門誌である古紙ジャーナル、スクラップマンスリー及びウェストリサーチからは各誌が掲載している市場単価であり、草津市と栗東市は実際の契約単価である。

大津市が契約した売却単価は、市場価格や滋賀県の他市よりも低い状況にある。問屋にとっては、回収費用が不要な紙ごみであるにもかかわらず、市場価格や他市の単価より低くなる理由がない。適正な市場価格での売却になるよう契約単価を見直す必要がある。

[3] 家庭系・事業系ごみ質調査（搬入物展開調査）

I. 概要

大津市は廃棄物処理施設に搬入される一般廃棄物について、大津市が業者に委託して行う家庭ごみ収集及び事業系一般廃棄物収集運搬許可業者の適正な業務執行を確認するため、搬入物の展開調査を実施している。

(1) 検査方法

検査の実施について車両の運転者に説明した後、焼却施設・再資源化施設のプラットホーム上に搬入物を展開させ、内容物及び排出元（収集運搬経路）をチェックする。

(2) 当調査における確認事項

①家庭ごみ（可燃）

事業所ごみ集積所に排出された事業所ごみが混入していないか
市外からの越境ごみは混入していないか

②事業系ごみ（可燃）

搬入禁止物や産業廃棄物が混入していないか
市外からの越境ごみは混入していないか

集積所に出された家庭系ごみの料金が発生しないのに対し、事業者が排出するごみは有料である。このため、事業系の一般廃棄物収集運搬許可業者が事業系のごみを家庭系のごみと偽って、処理手数料の支払いを免れようとする不正が起りうる。実際、大津市においても、2業者が平成7年から平成14年にわたり事業系ごみを家庭系ごみと偽って搬入していた事件が発生している。また最近では、平成26年2月には東近江市の業者が収集した事業系ごみを家庭ごみと偽り、ごみ処理料の支払いを免れていたとして、受託業者が逮捕されるという事件も発生している。家庭系ごみと偽って事業系のごみが搬入されることは、

常に発生する可能性があり、不正が行われていないことを確認することは重要である。

大津市は、過去4年間については、平成23年度は3回、平成24年度は4回、平成25年度は1回、平成26年度は12月までの間に2回の展開調査を実施した。

平成23年度以降の調査の実績及び結果は以下のとおりである。

年	月	日	施設名	家庭系		事業系	所見
				可燃	プラスチック	可燃	
23	7	26	北部クリーンセンター	3		2	事業系可燃ごみに空き缶混入ごみが散見された
23	9	9	環境美化センター	3		3	事業系可燃ごみに空き缶混入が散見された 事業系ごみに小なべ、スプレー缶が混入していた
23	12	12	北部クリーンセンター	5		3	家庭系可燃ごみに大型ごみに該当するもの(ダンスを分解したもの)や空き缶が散見された
24	5	5	環境美化センター	2		4	事業系可燃ごみに泥汚れた缶2袋、土付きの植物1袋、ロープ14袋があった
24	7	7	北部クリーンセンター	3		2	家庭系可燃ごみに紐でくくった剥き出しの布団5巻あり 事業系可燃ごみに空き缶が大量に入った段ボール箱、ペットボトルの袋、缶の袋、大型ごみ(エレキギター、一斗缶他)混入
24	12	12	北部クリーンセンター	2		3	特に問題なし
25	2	2	環境美化センター	2		4	特に問題なし
25	5	5	北部クリーンセンター	2	2	2	家庭系可燃ごみに大型ごみに該当するものが収集されていた。 家庭系プラスチックごみにハンガー、洗面器、コップ、連結バンド、ペットボトル、紙パックなど不適合物が混在していた 事業系可燃ごみに段ボールが多数積まれていた。 また食品トレーなど発砲スチロールが多い
26	6	6	北部クリーンセンター	0	0	5	発砲スチロール、バッテリー、袋なし草木及び段ボール、ペットボトル、廃プラスチックが多数混在
26	12	10	北部クリーンセンター	2	0	6	事業系可燃ごみにプラスチック食品トレーのみの袋、廃プラスチックのみが入った袋、コンビニの店頭ごみ箱からそのまま持ってきたと思われる袋等あり。段ボール、多量の容器に入ったままの食品廃棄物あり。家庭系可燃ごみで指定袋に入っていないものが収集されていた。

上記のとおり、平成 23 年度は 3 回、平成 24 年度は 4 回、平成 25 年度は 1 回、平成 26 年度は 12 月までの間に 2 回の展開調査を実施している。

大津市の事業系廃棄物の搬出方法については、平成 26 年 4 月に規則が変わり、廃プラスチック、かん、びん及びペットボトルは大津市の施設に搬入できないこととなった。特に廃プラスチックが搬入できなくなったことは、事業者の廃棄物処理の方法を大きく変えることとなったため、当初より認識不足及び、分別や独自廃棄の困難さから一般廃棄物として廃棄される「違反」行為が続いている。

II. 監査手続

過去の展開調査の結果報告書を閲覧するとともに、平成 26 年 12 月 10 日に実施された展開調査に立ち会い、展開調査の実施方法を確認するとともに、収集運搬されたごみの現物確認を実施した。

III. 意見

1. 調査の回数について

展開調査においては事業系のごみを家庭系と偽って搬入されていないかどうかを確認する数少ない機会であり、過去の不正事例からみても、当調査は重要である。それと同時に正しい排出を市民に指導していけるよう、誤った排出がないか、あればどのようなものかなどを確認するという視点で行うことも必要である。しかし、平成 25 年度、平成 26 年度のように年に 1 回や 2 回の調査では、指導のためのデータ収集や不正防止の牽制効果も期待できない。事業系ごみは展開調査をすればわかることも多く、混入の牽制には大変有効な手段であることから、最低月 1 回程度の調査、指導となるよう調査回数を増やすことが必要である。

2. 事業系の可燃ごみの排出について

事業系可燃ごみにペットボトル、空き缶、電池、プラスチックなどの排出基準違反が必ず少なくない割合で発見されている。平成 26 年度の展開調査においても、プラスチックのみが入った袋や空き缶や電池を段ボール箱の中に隠した排出などがあった。平成 26 年度からは、事業者が収集運搬業者に委託して一般廃棄物を排出するなどの場合に、大津市指定の項目について記載された「マニフェスト」を収集運搬業者経由で、大津市への提出が義務付けされている。違反事業者からの排出を適正に指導するには、その排出がどの事業者から排出されたのかを特定することが必要である。そのためには、収集者の記憶をたどる際に参考にはできるが、特定することはできないマニフェストを利用するのではなく、一部の市町村で実施されているように、ごみ袋に事業者の名称を記入するようにすることが適正な排出を促すことには有効である。

3. 展開調査の実施結果報告書について

平成 26 年 12 月 10 日に実施された展開調査において、家庭系可燃ごみに花屋から出たと

思われるフラワーアレンジメント用の吸水スポンジ（フラワーフォーム）や花のごみが入っている袋が混在していた。その場で大津市担当者が収集運搬業者に収集場所を確認したが、記憶しておらず、花屋の特定はできなかった。しかし、当展開調査の実施結果報告書にはフラワーフォーム混在についての報告はなされておらず、「特に異常は見られなかった」と記載されている。家庭系ごみに事業系ごみが混在していないかを確認することが展開調査の目的の一つであり、当該事項が疑われる事項については、結果報告書に記載するとともに、以後の適正排出につながるよう指導することが必要である。

第3節 一般廃棄物に関する中間処理及び最終処分関連の共通的事項

[1] 地区環境整備事業費

I. 概要

1. 地区環境整備事業費とは

市民生活に不可欠な廃棄物（ごみ、し尿）処理施設及び火葬施設の設置は、当該施設を有することとなる地域においては、地域イメージの低下懸念等から地元住民の理解を得ることが大変困難な事業である。

このため、地域住民の理解を得るための協議を十分重ねるとともに、その結果を踏まえて交換された覚書等に基づき、社会資本整備を基本とする諸事業を地区環境整備事業として先行的に実施してきた。このことにより廃棄物処理施設の円滑にして安定的な運営等に寄与してきたのも事実である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の4によると、周辺地域への配慮事項として、市町村は一般廃棄物処理施設にかかる周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする定められており、その主旨に基づき大津市は地区環境整備事業を行っている。

しかしながら、今日の厳しい財政状況のなか、市民の市政に対する関心は高く、地区環境整備事業に適正執行を求める情報公開請求や住民訴訟が提起されている。市民に対する説明責任を果たすため、公平性と透明性を確保する選定基準、補助金交付基準を定め、事業実施を図っている。